

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第二十七号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の二の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 脇田 和美

令和八年七月三日から令和八年七月三十一日まで